

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
地域日本語教育実践プログラムの選考方法について

平成24年 4月17日  
文化庁次長決定  
平成24年11月26日  
平成25年12月10日  
平成27年12月 8日  
平成28年11月24日  
平成29年12月12日  
一部改正

## 1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画書等書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準により審査する。

企画・評価会議の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

### (1) 得点基準〔審査項目①～⑥〕

とても優れている＝10点 優れている＝9点 やや優れている＝7点

普通＝5点 やや劣っている＝3点 劣っている＝1点

審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

### (2) 得点基準〔審査項目⑦〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〔審査項目⑦の評価基準〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
  - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.6点
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.2点
  - ・認定段階3＝1.8点
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
  - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.6点
  - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.6点

- 働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 0. 9点
- ・プラチナくるみん認定 = 1. 2点
  - 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
    - ・ユースエール認定 = 1. 2点
  - 上記に該当する認定等を有しない = 0点

### (3) 審査項目

#### ① 事業の目的・目標及び成果

- 事業の目的が「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の目的にかなっていること。
- 適切な目標が設定されており、かつ事業の成果の検証方法が具体的に示されていること。
- 挙げられた課題が事業の趣旨に添ったものとなっていること。また、事業の内容が課題解決の手段として成果が期待できるものであること。

#### ② 事業実施体制

- 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- 地方公共団体や企業、その他の日本語教育関係者・団体など、事業実施に必要な関係者及び関係機関との連携体制がとられるようになっていること。
- 地域における日本語教育の拠点として、事業の成果を地域に普及させるなどの役割を担うことが期待できること。

#### ③ 実績

- 事業を効果的に実施するために必要な日本語教育関係事業の実績を有していること。
- 地方公共団体や企業、その他の日本語教育関係者・団体などとの連携した取組を行った実績を有していること。

#### ④ 事業内容

- 地域日本語教育実践プログラム (A)
  - (ア) 日本語教育の実施  
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の活用例としてふさわしい事例となり得ること。また、その改善に資する事業であること。
  - (イ) 日本語教育を行う人材の養成・研修の実施  
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の活用例としてふさわしい事例となり得ること。また、その改善に資する事業であること。
  - (ウ) 日本語教育のための学習教材の作成  
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の活用例としてふさわしい事例となり得ること。また、その改善に資する事業であること。
- 地域日本語教育実践プログラム (B)
  - (ア) 体制整備  
地域の日本語教育の体制整備の先導的事例としてふさわしいこと。また、事業が日本語教育の体制整備につながる内容となっていること。
  - (イ) 日本語教育の実施  
実施される日本語教育の内容が先導的事例としてふさわしいこと。また、継

継続的な日本語教育に結びつける工夫がなされていること。

(ウ) 地域住民の理解

日本語教育の必要性を地域住民に理解される取組が盛り込まれていること。

⑤日本語教育事業の地域における安定的な実施に向けた計画

- 事業計画が、地方公共団体（広域連携含む。）や企業、大学、日本語教育機関、その他の日本語教育関係機関との連携・協力により、体系的かつ継続的な実施を見据えた内容となっていること。
- 申請事業の継続的な実施のために、外部資金の導入や自己収入の確保、事業の予算化など、経済的自立に向けた計画が盛り込まれていること。

⑥経費の妥当性

- 事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

⑦ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

**(4) 書類審査における選考**

書類審査において、審査項目①～⑥について企画・評価会議の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

**2 企画・評価会議における選考**

書類審査を経た企画については、企画・評価会議の議を経て選考する。企画・評価会議においては、得点の高いものから地域の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。ただし、選考する企画について、企画書に記載された事業経費予定額より低い額でもって選考する場合がある。